

第 9 3 回和光市都市計画審議会会議録

令和 8 年 7 月 1 3 日（月） 市役所議会棟 3 階 第 2 委員会室

第 9 3 回 和 光 市 都 市 計 画 審 議 会			
開 催 日	令和8年7月13日（月）	開会時間	15時00分
会 場	市役所議会棟3階 第2委員会室	閉会時間	15時30分
委 員 の 出 欠	出席	欠席	幹事
	中村 英夫	岩田 成作	都市整備部長 福田 順一
	井上 航	菅原 満	都市整備課長 渡邊 宗臣
	小寺 淳一	赤松 祐造	事務局（関係課）及び関係団体
	吉田 活世 富澤 啓二 加賀美 早紀恵 関口 泰典 牛場 寛【臨時委員】		公園みどり課 課 長 田中 孝幸 課長補佐 酒巻 智和 統括主査 西大立目 聖 主 事 志田 惇 主 事 補 芳野 紘武 都市整備課 課長補佐 林 敬之 副主幹 武田 充司 主 事 箕浦 安里
			傍聴者 0名
議 題	諮問事項 1. 特定生産緑地の指定に係る意見聴取について		

発言者

議 事

事務局

(林都市整備課長補佐)

お待たせいたしました。定刻になりましたので、ただいまから第93回和光市都市計画審議会を開会いたします。

はじめに、本日の資料の確認をさせていただきます。資料につきましてはペーパーレス化のため、データにて送付させていただいております。はじめに、本日の「次第」。次に、諮問事項の資料として、「資料1 特定生産緑地の指定に係る意見聴取について」。最後に「諮問書の写し」でございます。よろしいでしょうか。

本日は、岩田委員、菅原委員、赤松委員から欠席の連絡をいただいておりますが、和光市都市計画審議会条例第5条第1項の規定により、委員の半数以上が出席されておりますので、本日の審議会は成立いたしております。

また、和光市都市計画審議会規則第3条第2項の規定により、本審議会は公開しないことが必要であると認めるとき以外は、原則公開することになっております。本日の諮問事項は公開することに支障がないことから、公開とさせていただきます。

現在のところ本日の審議会への傍聴希望の方はいらっしゃいませんが、審議中に傍聴を希望される方がいらした場合は、随時入室していただきますのであらかじめご了承ください。

それでは、開会にあたりまして、本来であれば和光市長よりご挨拶を申し上げるところですが、本日は公務のため欠席しております。

つきましては、代理として福田都市整備部長よりご挨拶を申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

福田都市整備部長

本日はご多用のところ、和光市都市計画審議会にご出席賜り、誠にありがとうございます。また、委員へのご就任を快くお引き受けいただきましたこと、厚く御礼申し上げます。新たな任期における最初の審議会となりますが、皆様には、当市のまちづくりの推進にあたり、お力添えを賜りますようお願い申し上げます。

さて、本日は、「特定生産緑地の指定に係る意見聴取について」諮問させていただきます。特定生産緑地は、生産緑地地区の指定から30年を迎える農地等について、所有者等の意向を踏まえ、引き続き都市農地等として保全を図るために指定する制度でございます。

生産緑地地区は、市街地における貴重な緑地であるとともに、災害時の防災空間などの多面的な機能を有し、重要な役割を担っていることから、本市としては特定生産緑地制度を積極的に活用し、今後も適正かつ継続的に保全していただくことで、良好な都市環境の形成に繋げていきたいと考えております。

委員の皆様には、当市のまちづくりの一翼を担っていただく立場から、忌憚のないご議論を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

事務局 (林都市整備課長補佐)	ありがとうございました。 議事を進める前に、前審議会委員の任期満了に伴いまして、令和8年6月1日付けで新委員の任命がございましたので、ご紹介させていただきます。 それでは、委員名簿の順にご紹介いたします。委員の皆様におかれましては、ご紹介の際にその場でご起立いただきますよう、お願い申し上げます。 はじめに、和光市都市計画審議会条例第2条第1項第1号に規定する、学識経験を有する者の委員をご紹介いたします。都市計画について専門的知識を有する者として引き続きお受けいただきました 日本大学教授の中村英夫委員でございます。よろしくお願いいたします。
中村委員	中村です。よろしくお願いいたします。
事務局 (林都市整備課長補佐)	同じく、埼玉県議会議員の職にある者として引き続きお受けいただきました 井上航委員でございます。よろしくお願いいたします。
井上委員	井上です。よろしくお願いいたします。
事務局 (林都市整備課長補佐)	同じく、和光市農業委員会委員の職にある者として引き続きお受けいただきました 小寺淳一委員でございます。よろしくお願いいたします。
小寺委員	小寺です。よろしくお願いいたします。
事務局 (林都市整備課長補佐)	同じく、和光市商工会役員の職にある者として引き続きお受けいただきました 岩田成作委員でございますが、本日は欠席のご連絡をいただいております。 次に、同条例第2条第1項第2号に規定する、市議会議員として引き続きお受けいただきました 市議会議員の吉田活世委員でございます。よろしくお願いいたします。
吉田委員	吉田です。よろしくお願いいたします。
事務局 (林都市整備課長補佐)	同じく、引き続きお受けいただきました 市議会議員の富澤啓二委員でございます。よろしくお願いいたします。
富澤委員	富澤です。よろしくお願いいたします。

事務局 (林都市整備課長補佐)	同じく、引き続きお受けいただきました 市議会議員の菅原満委員、赤松祐造委員でございますが、本日は欠席のご連絡をいただいております。 次に、同条例第2条第1項第3号に規定する、市民の代表として公募により引き続き選出されました加賀美早紀恵委員でございます。よろしくお願いいたします。
加賀美委員	加賀美です。よろしくお願いいたします。
事務局 (林都市整備課長補佐)	同じく、市民の代表として公募により選出されました関口泰典委員でございます。よろしくお願いいたします。
関口委員	関口です。よろしくお願いいたします。
事務局 (林都市整備課長補佐)	また、諮問事項(1)「特定生産緑地の指定に係る意見聴取について」の審議にあたり、あさか野農業協同組合和光支店長の 牛場寛委員が、同条例第3条第1項に規定する、特別の事項を審議するため必要な臨時委員として、市長より任命されております。任期は当該諮問事項の審議終了までとなっております。よろしくお願いいたします。
牛場委員	牛場です。よろしくお願いいたします。
事務局 (林都市整備課長補佐)	ありがとうございました。委員の皆様におかれましては、和光市の都市計画において厳粛な審議をよろしくお願いいたします。 それでは、次第に従いまして議事を進めさせていただきます。 和光市都市計画審議会につきましては、和光市都市計画審議会規則第3条第1項の規定により、会長が議長を務めることとなっておりますが、令和8年6月1日付けで委員の任命があり、現在、会長及び副会長が空席となっております。 このため、会長が選出されるまでの間、都市整備部長の福田が進行役を務めさせていただきます。
福田都市整備部長	和光市都市計画審議会条例第4条第1項の規定では、会長は同条例第2条第1項第1号委員の学識経験のある者の4名のうちから、委員の互選により定めるものとされております。前任期では、都市計画の分野における豊富な経験から、中村委員との推薦があり、中村委員に会長を務めていただきました。今回はいかがいたしましょうか。皆様のご意見をお伺いします。
井上委員	会長の経験がある中村委員に引き続きお願いしたいと思います。

福田都市整備部長	引き続きとの声がありますが、皆様いかがでしょうか。
委員一同	＜異議なし＞
福田都市整備部長	異議なしとの発言がありましたが、中村委員、お引き受けいただけますでしょうか。
中村委員	はい、お引き受けいたします。
福田都市整備部長	中村委員が会長に選出されました。中村委員に会長席の方へお移りいただきたいと思 います。
	(中村委員、会長席に移動)
福田都市整備部長	議事の進行につきましては、和光市都市計画審議会規則第3条第1項の規定により、会 長が議長を務めることとなっておりますので、ここからの進行は会長にお願いいたしま す。それでは、会長よりご挨拶をいただきたいと思いますので、お願いします。
中村会長	改めまして、中村でございます。このたび、前の任期に引き続きまして、和光市都市計 画審議会会長に選任いただきました。微力ではございますけれども、しっかりと職責を果 たしていけますように、皆様のご協力をいただきながら進めてまいりたいと思います。ど うぞよろしくお願いいたします。 それでは、議事を進めます。 先ほどの説明にもありましたように、委員の任命に伴いまして、副会長職に空席が生じ ております。和光市都市計画審議会条例第4条第1項の規定によりまして、副会長は同条 例第2条第1項第1号委員の学識経験のある者のうちから、委員の互選により定めるもの とされております。 そこで、副会長には、前回に引き続き、井上委員を推薦したいと思うのですが、皆様い かがでしょうか。
委員一同	＜異議なし＞
中村会長	異議なしとの発言がありましたが、井上委員、お引き受けいただけますでしょうか。

井上委員	はい、お引き受けいたします。
中村会長	井上委員が副会長に選出されました。井上委員に副会長席の方へお移りいただきたいと思います。
	(井上委員、副会長席に移動)
中村会長	それでは、副会長よりご挨拶をお願いします。
井上副会長	改めまして、引き続き副会長を務めさせていただきます、井上航です。中村会長を補佐して、そして委員の皆様とともに、和光市の都市計画がさらに進展するような会議にしていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。
中村会長	ありがとうございます。
	それでは、議事を進めます。和光市都市計画審議会規則第4条第2項の規定に従いまして会議録の署名委員に、富澤委員・関口委員の2名を任命いたします。よろしくお願いいたします。
	次に進みます。
	次第の3諮問に移ります。事務局から説明をお願いします。
事務局 (林都市整備課長補佐)	それでは、諮問事項の説明前に諮問書の読み上げをさせていただきます。福田都市整備部長よりよろしくお願いいたします。お手数ですが、委員を代表しまして中村会長もご起立をお願いします。
福田都市整備部長	和光市都市計画審議会会長様。 和光都市計画の変更について諮問。 このことについて、都市計画法第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、次のとおり審議に付します。 諮問事項（1）特定生産緑地の指定に係る意見聴取について 以上となります。よろしくお願いいたします。

事務局
(林都市整備課長 補佐)

ありがとうございました。

中村会長

それではこれより審議に入ります。「諮問事項（１） 特定生産緑地の指定に係る意見聴取について」事務局から説明をお願いします

事務局
(田中公園みどり課長)

「諮問事項（１） 特定生産緑地の指定に係る意見聴取について」、説明いたします。

本件につきましては、前回の審議会にて、開催方法をご確認させていただいた事項でございます。今回の審議会では、会長・副会長職の選任等をさせていただくため、当時ご案内させていただいた書面開催ではなく、対面開催とさせていただくこととなりました。

なお、今後につきましては、議事が生産緑地地区の買取申出に係る変更や、特定生産緑地の指定に係る意見照会に限られる場合は、以前ご確認くださいとおおり、書面開催とさせていただきます。

さて、前置きが長くなってしまい、大変恐縮ではございますが、はじめに、特定生産緑地制度についてご説明させていただきます。スクリーンに映した「別紙４ 特定生産緑地制度について」をご覧ください。

はじめに資料の訂正がございます。資料中ほどの「▼特定生産緑地に指定する場合」の図、右側でございます「２０３６年（令和１６年）」という表記は、正しくは「２０３６年（令和１８年）」でございます。お詫びして訂正いたします。

特定生産緑地制度は、生産緑地地区に指定されてから３０年が経過する申出基準日より以前に、土地の所有者等の意向を基に、その周辺の地域における公園、緑地、その他の公共施設の整備状況や、現在の土地利用の状況から判断し、問題がないと考えられる農地について、市が指定できるものでございます。

指定された場合は、買取申出ができる時期が１０年延長され、引き続き農地としての適切な管理をしていただくのと同時に、従来同様の税制措置の維持が可能になります。また、１０年間が経過する指定期限日が近づいた際に、改めて同様の一連の手続きを経て、繰り返し１０年延長することができます。

一方、特定生産緑地に指定されていない、生産緑地地区に指定されてから３０年が経過した農地については、いつでも買取申出が可能になりますが、従来の税制優遇措置が受けられなくなります。固定資産税等は、５年かけて約２０％ずつ上昇し、相続税の納税猶予を受けている農地については、現世代は納税猶予を受けられますが、次の世代では相続税の納税猶予が受けられなくなります。また、指定から３０年が経過しても、自動的に生産緑地地区から解除されるわけではなく、買取申出の手続きがなければ、生産緑地地区として指定され続けるため、建築物の制限や農地の管理義務は継続することになります。

なお、当初の生産緑地地区指定から、30年経過した後では、特定生産緑地に指定できなくなります。

指定の手続きにおいて、生産緑地地区の指定から30年が経過する申出基準日より前に、所有者等の同意を得るとともに、都市計画審議会でご意見をお聞きした上で、特定生産緑地の指定を行うこととなっているため、今回このような形でご意見を聞く機会を設けさせていただきました。

続きまして、今回の指定内容についてご説明いたします。

「別紙1 特定生産緑地指定文」をご覧ください。

今回の指定内容については、すでに生産緑地に指定されております第103号生産緑地地区の一部を新たに特定生産緑地に指定するものでございます。同生産緑地地区4025㎡のうち、すでに3372㎡が特定生産緑地として指定されており、そこに49㎡を追加するものです。生産緑地地区へ当初指定された日が平成8年10月28日であったことから、その30年後にあたる申出基準日の令和8年10月28日までに指定の公示を行う必要がございます。

続きまして、「別紙2 特定生産緑地指定図」をご覧ください。

指定図の赤線が生産緑地地区、その中の緑の網がかかっている範囲が、既に特定生産緑地に指定されている部分、赤の塗りつぶしの範囲が今回特定生産緑地に指定する部分でございます。

「諮問事項(1) 特定生産緑地の指定に係る意見聴取について」の説明は以上でございます。

中村会長

ただいまの「諮問事項(1) 特定生産緑地の指定に係る意見聴取について」の説明に関しまして、ご意見、ご質問がございましたら、ご発言いただきたいと思います。

富澤委員

まず、49㎡という狭小区画を追加指定する必要があるのか、その政策的意義を伺います。

事務局

(田中公園みどり課長)

今回49㎡の追加指定を行うことにつきましては、少しでも多くの生産緑地を維持していくという観点から、49㎡という小さい面積であっても、特定生産緑地として維持し続けるということが重要と考え、追加指定するものでございます。

富澤委員

生産緑地の営農の実態について伺います。営農の実態はどのように確認されているのか伺います。

事務局 (田中公園みどり課長)	このたびの生産緑地につきましては、農業委員会の方で農地利用状況調査を実施しており、その中で、今回指定の農地については管理されていることを確認しております。
富澤委員	次に、都市計画上の合理性について伺います。既存の特定生産緑地との区域連続性の評価について、どのように考えているか伺います。
事務局 (田中公園みどり課長)	このたびの特定生産緑地の指定ですが、もともと生産緑地として一体となっている部分の一部について、特定生産緑地として指定をするものでありますので、区域連続性は確保されるものと考えております。
富澤委員	所有者の意向確認の具体的内容について伺います。説明責任があると思いますが、どのような形で確認したのか伺います。
事務局 (田中公園みどり課長)	所有者の方に対しましては、令和7年12月9日に郵送で通知を行いまして、その後やり取りをした中で、令和8年3月23日に特定生産緑地指定意向確認書など、指定に必要な書類を提出していただく形となりました。その後、農地の現況確認を実施しまして、農業委員会の農地利用状況調査を踏まえまして、指定手続きを進めているところでございます。
富澤委員	最後に確認ですが、10年後の延長判断はどの基準で行うのか、将来の透明性について伺います。
事務局 (田中公園みどり課長)	10年後の延長についてですが、こちらも、10年の期日が迫った段階で、土地所有者の方に意向確認をした上で、また特定生産緑地として引き続き維持していかれるという合意書を確認できましたら、手続きを行って、特定生産緑地の維持を図ってまいりたいと考えております。
富澤委員	生産緑地の縮小や減少が発生しておりますので、追加というのは大変うれしいことであると思っております。
中村会長	他に質問も無いようですので、質疑を終了いたします。 それでは、「諮問事項（１） 特定生産緑地の指定に係る意見聴取について」採決をいたします。和光市都市計画審議会条例第5条第2項の規定に基づき原案のとおり決定することについて、異議ございませんか。

委員一同

<異議なし>

中村会長

ご異議ないものと認めまして、本案は可決いたしました。従いまして、本案は原案どおり可決として市長に答申いたします。

それでは以上をもちまして、本日の議事は終了いたしましたので、閉会いたします。委員の皆様、長時間にわたりご苦勞様でした。

以 上

和光市都市計画審議会における会議録に相違ないことを証するため、会議録署名委員としてここに署名する。

令和 8 年 8 月 26 日

会議録署名委員 第2期 第2期

会議録署名委員 関口 泰典